

帯広市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 10 日

帯広市長 上 野 庸 介

帯広市条例第28号

帯広市体育施設条例の一部を改正する条例

帯広市体育施設条例（昭和59年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表 2 帯広の森第二アイスアリーナの項中「7 月 31 日」を「8 月 31 日」に、「9 月 1 日」を「10 月 1 日」に改め、同表帯広の森スポーツセンターの項中「9 月 10 日」を「8 月 10 日」に、「10 月 1 日」を「9 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。